

実行委員会方式における負担金支出について

対象受検機関：府民文化部都市魅力創造局文化・スポーツ課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 芸術文化魅力育成プロジェクト事業 文化・スポーツ課において、平成27年度からの新規事業として府内の芸術文化の魅力の発信と若手人材の育成を目的とした「芸術文化魅力育成プロジェクト事業」が展開され、平成28年度以降も事業の継続が予定されている。 この事業は、大阪府・大阪市により構成される実行委員会によって実施されており、府・市は同実行委員会に負担金を支出している。</p> <p>《芸術文化魅力育成プロジェクト実行委員会》 ・構成団体：大阪府・大阪市 ・各構成団体の負担額：大阪府・大阪市それぞれ15,000千円 ・精算方法：大阪府・大阪市による等分精算 ・平成27年度府決算額：13,782千円 ※大阪府府民文化部都市魅力創造局文化・スポーツ課に事務局を設置</p> <p>2 平成26年度の魅力づくり推進課に対する監査結果と措置状況 (監査結果) 大阪・光の饗宴実行委員会に対する負担金支出の公正性を担保するため、大阪府と推進事務局の担当者を明確に分離し、適切な事務執行となるよう取り組まれない。 (措置) 監査結果を踏まえ、以下のとおり改善を行い、公金の公平性の担保に努める。 ・実行委員会に対する負担金支出の公正性を担保するため、大阪府の負担金支出の担当者と推進事務局の経費支出担当者を明確に分離した。 ・大阪・光の饗宴事務局の支出については、他のグループの担当者がその都度、支出審査事務を行う。</p>	<p>1 大阪府は「芸術文化魅力育成プロジェクト事業」に負担金を支出する立場にあるが、大阪府から実行委員会への負担金を支出する担当者が、実行委員会事務局における経理担当者にもなっていた。</p> <p>2 平成26年度の監査結果において、負担金支出の公正性を担保するため、大阪府と実行委員会の担当者を明確に分離するよう求めていたが、同じ都市魅力創造局内における実行委員会方式の事業において同様の事務執行が行われていた。</p>	<p>1 芸術文化魅力育成プロジェクト実行委員会に対する負担金支出の公正性を担保するため、大阪府から実行委員会へ負担金を支出する担当者と実行委員会の事務局の経理担当者を分離し、適切な事務執行となるよう改められたい。</p> <p>2 都市魅力創造局の事業において、過去の監査結果で改善を求めた事項と同様のことが発生したことを踏まえて、実行委員会方式で事業を実施する際の留意点等を共有する仕組みを整えられたい。</p>
措置の内容		
<p>芸術文化魅力育成プロジェクト実行委員会については、府から実行委員会へ負担金を支出する担当者と実行委員会の事務局の経理担当者を明確に分離した。 また、今回と同様の事案が発生することのないよう、監査結果については「協議会等団体の会計事務にかかる取扱基準」と併せて、局内への周知及び都市魅力創造局チームサイトへの掲載を行い、実行委員会方式における適正事務の徹底を図った。</p>		

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年8月4日、事務局：平成28年6月15日から同年7月15日まで）

自動販売機の公募について

対象受検機関：中央卸売市場

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項（意見）																																			
<p>平成24年度監査結果において、自動販売機の設置に関する行政財産の使用許可については、公募の実施を検討するよう指示事項を出している。しかしながら、大阪府中央卸売市場（以下「市場」という。）は、「公営企業は、大阪府公有財産規則及び公募を原則とする総務部長通知の適用対象外である」として、契約期限が到来したものについて、下表のとおり、順次、大阪府中央卸売市場業務規程（以下「業務規程」という。）における福利厚生施設としての使用許可に切り替えている。</p> <table border="1" data-bbox="225 657 1338 829"> <thead> <tr> <th>許可根拠</th> <th>業務規程</th> <th>行政財産の使用許可</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度（当時）</td> <td>—</td> <td>32台</td> </tr> <tr> <td>平成27年度末</td> <td>12台</td> <td>21台</td> </tr> <tr> <td>平成29年度以降（予定）</td> <td>33台</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【市場の自動販売機設置に係る使用料】</p> <table border="1" data-bbox="225 953 1338 1108"> <thead> <tr> <th>許可根拠（使用料根拠）</th> <th>1台当たりの年間使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政財産使用許可（公有財産規則を準用）</td> <td>8,700円～17,300円</td> </tr> <tr> <td>業務規程による使用許可（業務規程における福利厚生施設）</td> <td>27,828円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【自動販売機に係る他の府有施設での公募事例】</p> <table border="1" data-bbox="225 1249 1338 1591"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>設置場所</th> <th>1台当たりの年間使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大阪府北部流域 下水道事務所</td> <td>安威川流域下水道 中央水みらいセンター管理棟（茨木市）</td> <td>311,100円</td> </tr> <tr> <td>淀川右岸流域下水道 高槻水みらいセンター管理棟（高槻市）</td> <td>288,000円</td> </tr> <tr> <td>北部流域下水道事務所（吹田市）</td> <td>244,400円</td> </tr> <tr> <td>大阪府寝屋川水系 改修工営所</td> <td>本部事務所正面玄関脇（寝屋川市）</td> <td>187,200円</td> </tr> </tbody> </table>	許可根拠	業務規程	行政財産の使用許可	平成24年度（当時）	—	32台	平成27年度末	12台	21台	平成29年度以降（予定）	33台	—	許可根拠（使用料根拠）	1台当たりの年間使用料	行政財産使用許可（公有財産規則を準用）	8,700円～17,300円	業務規程による使用許可（業務規程における福利厚生施設）	27,828円	施設名	設置場所	1台当たりの年間使用料	大阪府北部流域 下水道事務所	安威川流域下水道 中央水みらいセンター管理棟（茨木市）	311,100円	淀川右岸流域下水道 高槻水みらいセンター管理棟（高槻市）	288,000円	北部流域下水道事務所（吹田市）	244,400円	大阪府寝屋川水系 改修工営所	本部事務所正面玄関脇（寝屋川市）	187,200円	<p>自動販売機の設置に係る総務部長通知に基づき公募を行っている府の他施設の事例と比して、市場の自動販売機設置に係る使用料は低廉である。</p> <p>【地方公営企業法】 （経営の基本原則） 第3条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>（地方公営企業に関する法令等の制定及び施行） 第5条 地方公営企業に関する法令並びに条例、規則及びその他の規程は、すべて第3条に規定する基本原則に合致するものでなければならない。</p> <p>【大阪府中央卸売市場業務規程】 （市場施設の使用の許可） 第56条 中央市場内の土地、建物その他の施設（以下「市場施設」という。）を使用しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>（使用料等） 第57条 前条第1項の許可を受けた者（中略）は、別表第2に掲げる額の使用料（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）を納付しなければならない。</p> <p>第57条関係 別表第2から抜粋</p> <table border="1" data-bbox="1389 1453 2706 1591"> <thead> <tr> <th>市場施設</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福利厚生施設</td> <td>当該施設の使用面積に対し、1平方メートルにつき一月2,319円の割合で計算した額</td> </tr> </tbody> </table>	市場施設	金額	福利厚生施設	当該施設の使用面積に対し、1平方メートルにつき一月2,319円の割合で計算した額	<p>自動販売機の設置については、地方公営企業としての経済性の発揮の観点や、公募を実施している他施設の状況を踏まえ、公募への切り替えを進められたい。</p>
許可根拠	業務規程	行政財産の使用許可																																			
平成24年度（当時）	—	32台																																			
平成27年度末	12台	21台																																			
平成29年度以降（予定）	33台	—																																			
許可根拠（使用料根拠）	1台当たりの年間使用料																																				
行政財産使用許可（公有財産規則を準用）	8,700円～17,300円																																				
業務規程による使用許可（業務規程における福利厚生施設）	27,828円																																				
施設名	設置場所	1台当たりの年間使用料																																			
大阪府北部流域 下水道事務所	安威川流域下水道 中央水みらいセンター管理棟（茨木市）	311,100円																																			
	淀川右岸流域下水道 高槻水みらいセンター管理棟（高槻市）	288,000円																																			
	北部流域下水道事務所（吹田市）	244,400円																																			
大阪府寝屋川水系 改修工営所	本部事務所正面玄関脇（寝屋川市）	187,200円																																			
市場施設	金額																																				
福利厚生施設	当該施設の使用面積に対し、1平方メートルにつき一月2,319円の割合で計算した額																																				

	<p>【大阪府公有財産規則】 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 公有財産 府の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するもの及び府が経営する企業（中略）の用に供するものを除く。）をいう。</p> <p>第22条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の4第7項の規定により、その使用を許可することができる。 一 府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。</p> <p>【府有財産の有効活用の推進を踏まえた行政財産の使用許可に関する基本方針について（通知）】 (財活第1262号 平成19年6月1日) 2 規則第22条第1号及び第6号を適用して民間事業者等に対して使用許可する場合の許可申請者の選定について (1) 許可申請者の選定方法 規則第22条第1号及び第6号を適用して行政財産の使用許可を行う場合は、原則として「公募」により使用許可の申請者を選定する。 ただし、財産管理者が「公募」によることが適当ではないと判断する場合は、その理由を示して総務部長（財産活用課）に協議するものとする。</p>
--	--

措置の内容

市場は一般府民が自由に立ち入る施設ではないため、市場内（卸売場・仲卸売場等）に設置している自動販売機は、卸・仲卸業者等の従業員が主な利用者となっている。

このことから、市場内の自動販売機の設置については、業務規程（福利厚生施設）に基づく使用許可に該当すると考え、申請者と協議の上、まずは12台分を業務規程に基づく使用許可に切替えたところである。

今後、申請者と協議の上、残る21台の行政財産使用許可分は平成28年度末をもって打ち切ることとし、申請者が従業員のために自動販売機の設置を希望し、業務規程に基づく申請を行う場合には設置を認めることとする。

なお、一般府民の出入がある管理棟の自動販売機については、平成24年度の監査の指摘を受け、平成25年5月に公募を実施したが業者が1年で撤退。その後、平成26年4月にも公募を実施したが同じく1年で撤退している。よって、当分の間、管理棟の自動販売機の設置は見合わせるものとする。

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成28年6月16日及び同年7月11日）

戦略プランの検証及び公表

担当課：住宅まちづくり部タウン推進局管理課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項（意見）
<p>1 戦略プランの概要 平成24年3月、地域整備事業会計の廃止に伴い、これまでのまちづくりを総括するとともに、新たなまちづくりを目指して「りんくうタウンのさらなる活性化に向けたまちづくり戦略プラン」（以下「戦略プラン」という。）が策定された。この戦略プランでは、「負の遺産」処理スキームから発想を転換し、民間主導で、関空対岸という立地ポテンシャルを活用したまちづくりへというスタンスが打ち出された。 「まちの活性化方針」として、(1)国際医療交流拠点づくり、(2)クールジャパンフロントのまちづくり、(3)公園・緑地予定地の活用が挙げられている。「活動の完了目標」として未契約地を解消させる企業誘致の取組は、平成27年度の完了をめざしている。</p> <p>2 「まちの活性化方針」の現状</p> <p>(1) 国際医療交流の拠点づくり 戦略プランでは、平成26年度を目途に総合特区の実現をけん引するコントロールタワーの整備を支援する旨の記載があり、平成27年度までのスケジュール・数値目標が記載されている。 当初、計画は平成27年度に終了する予定であったが、中心となるがん医療施設は現在工事中であり、平成28年10月開業予定である。</p> <p>(2) クールジャパンフロントのまちづくり 平成24年度は、まちづくりの全体スキームの構築、民間への参画意向打診など、運営会社の立ち上げに向けたコーディネートを行い、平成26年度を目標にコアエリアのまちづくりの概成をめざすとするスケジュール（目標）が記載されている。 平成24年度以降、マーケティング等に約4700万円を費やし、平成26年に運営事業者の公募を行ったが、応募者がなく、検証の上、事業を取り止めた。</p> <p>(3) 公園・緑地予定地の活用について 公園予定地の一部（北地区）は、上記、クールジャパンフロントのまちづくり用地とされていた。 現在、公園予定地は、泉佐野市が進めているスケートリンク事業への土地の貸付けのほか、暫定活用の公募の計画、市営公園の造成など、活用に向けた取組を進めている。</p>	<p>戦略プランの活性化方針で示された各事業は、平成27年度を完了目標としていたが、事業の取組状況や実績、今後の方針等がホームページなどで示されておらず、府民や事業者（企業）等に対し、説明や周知が不十分な状況となっている。</p>	<p>戦略プランについて、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルの観点から、必要な点検、検証等を行い、その結果をホームページ等に掲載するなど、府民・事業者等に対し、分かりやすく公表されたい。</p>

3 ホームページでの公表の状況

タウン推進局のホームページには、事業経過として、平成24年10月に、従来の「りんくうタウンまちづくり要綱」等を廃止し、戦略プランに基づくまちづくりを進めていく旨までが掲載されているが、以降、更新されていない。

【りんくうタウンのさらなる活性化に向けたまちづくり戦略プラン】

(今後のまちづくりの基本的な考え方より抜粋)

■まちづくりの視点及び手法

- 1 規制・制度の改善による民間主導のまちづくり
民間が市場原理によって主体的にまちづくりに関与することができる環境整備（規制緩和等）を行い、民間のアイデアや活力を引き込んで、まちの魅力を高める。（以下略）
- 2 関空対岸という立地ポテンシャルの活用
本地域は、訪日外国人が関空に到着して最初に触れ、最後に訪れる地域として、日本の印象形成に重要な地域。外国人へのホスピタリティや地域魅力の向上を図り、外国人の訪日促進につなげる。
- 3 エリアマネジメント組織が主体となったまちづくり
世界の都市間競争を勝ち抜き、さらなる活性化を図るため、進出企業自らが地域価値を高めていくエリアマネジメントを導入。

■まちの活性化方針

- 1 国際医療交流の拠点づくり
関空フロントという立地特性と医療や観光の地域資源を最大限に活かして、国際医療交流を推進するとともに、より幅広い観光インバウンドを促進するための環境を整備。
- 2 クールジャパンフロントのまちづくり
関空フロントという立地特性を最大限活かし、民間が主体的にアニメやゲーム等関連の実物大ジオラマ（立体模型）の制作・設置、展示・販売施設の建設を行い、国内外からの観光集客の拠点を形成。
- 3 公園・緑地予定地の活用
りんくうタウンの活性化にとって残された貴重な空間であるりんくう公園・緑地予定地については、整備検討を進めるとともに、予定地を活用したにぎわいづくりについても地元市町のまちづくり施策と連携した取組みの検討など、内外より人々が集まるような方策の実現に向けて地元市町と協議を進める。

■誘致活動の完了目標

りんくうタウンのプレゼンスを確立させ、さらなる民間投資を呼び込みながら、未契約地を解消させる企業誘致の取組みは平成27年度完了をめざす。

措置の内容

「りんくうタウンのさらなる活性化に向けたまちづくり戦略プラン」において、まちの活性化方針に掲げ取り組んできた各事業について、点検等を行い、プラン策定時からこれまでの取組状況、取組の成果等について取りまとめ、タウン推進局のホームページにおいて公表した。
今後も、取組を進める各事業の進捗について、ホームページにおいて分かりやすく公表していく。

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年8月9日、事務局：平成28年6月13日から同年7月12日まで）

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>府民文化部 人権局 人権企画課 人権擁護課</p>	<p>両課においては、大阪府財務規則第69条第4項及び大阪府財務規則の運用第69条関係第2項に基づく検査員の指定はグループ単位で決裁により行われているが、検査員の指定を行っていないグループがあり、結果として検査員でない者が検査を行っていたものがあつた。</p>	<p>契約の履行確認や検査のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法】 (契約の履行の確保) 第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則】 (検査) 第69条 2 前項の場合において、契約局長は、同項に規定する職員を、当該職員に係る部局長等又は予算執行機関の長から示された者のうちから、指定するものとする。 4 契約局長若しくは契約担当者又はこれらの者が指定する職員は、法第234条の2第1項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書（様式第36号）を作成しなければならない。（以下略）</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第69条関係 2 規則第69条第2項による指定及び同条第4項に規定する職員の指定は、決裁により行わなければならない。</p>	<p>平成28年2月8日実施の部の会計事務研修の内容のうち検査事務のルール等を中心に、改めて局内職員に周知徹底した。 また、年度当初に局内各グループでの検査員指定の決裁の漏れがないか、局内の会計事務を取りまとめているグループが確認を行うこととした。 今後とも、会計事務について周知を行い、適正な事務処理に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局監査：平成28年6月15日から同年7月15日まで）

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>中央卸売市場</p>	<p>経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、契約締結及び業務開始日以降に行われていた。</p> <p>大阪府中央卸売市場会計統合型予算管理システム運用保守業務</p> <p>(1) 契約期間：平成27年4月1日から平成28年3月31日まで</p> <p>(2) 契約日：平成27年4月1日</p> <p>(3) 経費支出伺の起案日：平成27年4月17日</p> <p>(4) 経費支出伺の決裁日：平成27年4月18日</p> <p>(5) 支出負担行為額：259,200円</p>	<p>財務会計事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為）</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> <p>【会計事務の手引】 第4章 支出 第2節 支出負担行為</p> <p>1 支出負担行為の意義</p> <p>支出負担行為とは、地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為をいいます。</p> <p>支出負担行為は、歳入の調定に相当し、支出発生の際の経理上の時点を選定したものであって、支出命令行為とは別個の行為として法定されており、法令又は予算の定めるところにしたがって、これをしなければならない。なお、支出負担行為は、年度内（3月31日まで）に行わなければならない。</p>	<p>平成28年7月に、事務所内職員に監査結果の情報共有を行った。</p> <p>また、業務委託等契約などの経費支出伺（支出負担行為）の起案・決裁につき、契約事務のルール等を踏まえ、決裁関係者を含め適正な事務処理を行う。</p> <p>今後は、大阪府財務規則並びに大阪府企業財務規則等関係法令に基づき、適正な事務執行に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成28年6月16日及び同年7月11日）

対象受験機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
住宅まちづくり部 タウン推進局 誘致整備課	<p>大阪府電子調達システム管理運用要領（実務版）第4条に基づき、随意契約締結後、直ちに経費支出伺の作成、決裁が行われていないものがあった。</p> <p>1 りんくうタウン施設案内板整備業務</p> <p>(1) 契約期間：平成27年12月1日から平成28年2月19日まで</p> <p>(2) 契約日：平成27年12月1日</p> <p>(3) 経費支出伺の起案日：平成27年12月10日</p> <p>(4) 経費支出伺の決裁日：平成28年1月28日</p> <p>(5) 支出負担行為額：885,600円</p> <p>2 阪南丘陵宅地等維持管理業務（その3）</p> <p>(1) 契約期間：平成27年12月24日から平成28年2月15日まで</p> <p>(2) 契約日：平成27年12月24日</p> <p>(3) 経費支出伺の起案日：平成28年1月13日</p> <p>(4) 経費支出伺の決裁日：平成28年1月21日</p> <p>(5) 支出負担行為額：236,520円</p> <p>【事務の流れ】</p> <p>電子調達システムにより随意契約の処理を行う場合、契約伺で経費の支出の予定（予算の枠取）について伺うときを支出負担行為予定とし、契約の相手方及び契約金額が明らかになったときに電子調達システム（調達業務支援システム）の落札結果画面に契約決定情報（契約者、契約金額等）を登録し、支出負担行為決定を行う。</p> <p>契約締結後、契約決定情報（契約日、契約期間等）を登録するため、経費支出伺書（様式第2号）を作成し決裁を得る。</p> <p><電子調達システムにより処理を行う場合の契約伺から経費支出伺の流れ></p> <pre> graph TD A[契約伺 (要領第3条(2)ア) ※ 支出負担行為予定] --> B[業者決定 (要領第3条(2)イ) ※ 支出負担行為決定] B --> C[契約締結後 経費支出伺書作成 契約決定情報登録 (要領第4条)] </pre>	<p>契約事務のルール等について理解と周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府電子調達システム管理運用要領（実務版）】 （趣旨）</p> <p>第1条 この要領は、入札、契約事務及びこれに係る請求手続並びにこれに伴う支出事務に関して、電子調達システムにより処理を行う際の事務について、大阪府財務規則（中略）及び大阪府財務規則の運用（中略）に基づく取扱及び例外事項について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（経費支出に係る伺書を作成する範囲及び時期）</p> <p>第3条 運用第39条関係第2項第1号イの規定に基づき、調達業務支援システムにより、支出負担行為をしようとするときの経費支出に係る伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出に係る伺書を作成する時期</p> <p>ア 契約伺で経費の支出の予定（予算の枠取）について伺うとき（支出負担行為予定）。</p> <p>契約伺文（様式第1号の1）及び科目別内訳書（契約伺）（様式第1号の2）を作成する。</p> <p>イ 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき（支出負担行為決定）。</p> <p>調達業務支援システムの落札結果画面に契約決定情報を登録する。</p> <p>（契約情報登録（契約締結）の方法）</p> <p>第4条 契約締結後、直ちに調達業務支援システムの契約締結画面に契約決定情報を登録するため、経費支出伺書（様式第2号）を作成し、決裁を得なければならない。</p>	<p>契約締結後、契約決定情報を直ちに登録するため、「大阪府電子調達システム管理運用要領（実務版）」について局内で周知し、再発防止を図った。今後とも、適正な事務の執行に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年8月9日、事務局：平成28年6月13日から同年7月12日まで）

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
府民文化部 人権局 人権企画課	<p>大阪府財務規則第47条によれば、概算払を受けた者は、旅費の確定後30日以内に精算を行う必要があるとされているが、精算が遅延しているものが1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="454 516 1561 638"> <thead> <tr> <th data-bbox="454 516 750 558">出張先</th> <th data-bbox="750 516 1035 558">出張期間</th> <th data-bbox="1035 516 1279 558">旅費支給額</th> <th data-bbox="1279 516 1561 558">精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="454 558 750 638">さいたま地裁ほか</td> <td data-bbox="750 558 1035 638">平成27年6月5日</td> <td data-bbox="1035 558 1279 638">30,330円</td> <td data-bbox="1279 558 1561 638">平成28年3月17日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	さいたま地裁ほか	平成27年6月5日	30,330円	平成28年3月17日	<p>旅費の精算事務について適正な事務処理を行われない。</p> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>	<p>管外出張者は、旅費の確定後30日以内に精算を行わねばならないことを、人権局局内幹部会議において周知徹底した。</p> <p>また、旅費担当者は管外出張確認簿を作成し、精算漏れがないか随時確認し、未精算となっている場合は個別に提出を促し、適正な処理を行うよう努めている。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	精算日								
さいたま地裁ほか	平成27年6月5日	30,330円	平成28年3月17日								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局監査：平成28年6月15日から同年7月15日まで）

行政財産使用許可の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																		
中央卸売市場	<p>大阪府中央卸売市場においては、行政財産の使用許可に関し、大阪府中央卸売市場業務規程に該当のないものは、大阪府公有財産規則を準用し、許可を行っているが、下記については、行政財産の使用許可が行われずに設置されていた。</p> <table border="1" data-bbox="439 590 1596 709"> <thead> <tr> <th>設置物</th> <th>設置場所</th> <th>設置者</th> <th>縦(m)</th> <th>横(m)</th> <th>面積(m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>郵便ポスト</td> <td>管理棟前</td> <td>日本郵便株式会社</td> <td>0.62</td> <td>0.8</td> <td>0.496</td> </tr> <tr> <td>可動式看板</td> <td>金融棟裏出入口</td> <td>金融棟内小売業者</td> <td>0.45</td> <td>0.45</td> <td>0.2025</td> </tr> </tbody> </table> <p>【地方自治法】 (行政財産の管理及び処分) 第238条の4 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。</p> <p>【地方公営企業法】 (資産の取得、管理及び処分) 第33条 地方公営企業の用に供する資産の取得、管理及び処分は、管理者が行う。</p>	設置物	設置場所	設置者	縦(m)	横(m)	面積(m ²)	郵便ポスト	管理棟前	日本郵便株式会社	0.62	0.8	0.496	可動式看板	金融棟裏出入口	金融棟内小売業者	0.45	0.45	0.2025	<p>本件について速やかに是正措置を講じるとともに、他に同様のものがないかについても調査を行い、行政財産使用許可の事務について、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (管理の原則) 第14条 公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。</p> <p>(使用許可の範囲) 第22条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の4第7項の規定により、その使用を許可することができる。 一 府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。 二 国又は他の地方公共団体が行う調査研究、公の施策の普及宣伝その他公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき。 三 水道事業、電気事業、ガス事業その他知事が指定する事業の用に供するとき。 四 災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。 五 国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。 六 行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。 七 前各号に掲げるもののほか、府の事務若しくは事業の遂行上又は公益上やむを得ないと認められるとき。</p>	<p>郵便ポストは、設置者に対し、行政財産使用許可及び使用料が必要である旨を説明したところ、引き続き設置する意思を確認したため、行政財産使用許可を行い、使用料を徴収して、引き続き設置させることで、設置者と協議が成立し、合意した。</p> <p>可動式看板は、設置者に対し、同様の趣旨を伝え、速やかに撤去させた。</p> <p>なお、場内を調査したところ、他に行政財産使用許可を受けずに設置されているものはなかった。</p>
設置物	設置場所	設置者	縦(m)	横(m)	面積(m ²)																
郵便ポスト	管理棟前	日本郵便株式会社	0.62	0.8	0.496																
可動式看板	金融棟裏出入口	金融棟内小売業者	0.45	0.45	0.2025																

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成28年6月16日及び同年7月11日）

建設仮勘定の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																																																												
<p>環境農林水産部 水産課</p>	<p>建設仮勘定の残高において、平成20年度以降に計上されたもので、平成27年度末現在、未精算等の状態のものが、計139件1,171,563,959円あった。 これらの大半は、都市整備部港湾局に予算配当して実施した委託料及び工事請負費である。</p> <p>(1) 費用計上すべきものが、誤って建設仮勘定に計上されたままとなっていたもの 32件、93,362,054円 (2) 既に完成引渡しを受け、供用されていたが、建設仮勘定の精算が行われておらず、固定資産への振替がなされていなかったもの 104件、1,076,345,780円 (3) 他の所属において計上されるべきもの 3件、1,856,125円</p> <table border="1" data-bbox="457 926 1558 1772"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>契約件名</th> <th>区分</th> <th>件数</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">20</td> <td>岡田漁港土質調査委託他</td> <td>費用</td> <td>3件</td> <td>12,106,500</td> </tr> <tr> <td>高石漁港物揚場新設実施設計委託他</td> <td>資産</td> <td>7件</td> <td>11,996,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">21</td> <td>淡輪漁港土質調査委託他</td> <td>費用</td> <td>2件</td> <td>3,397,800</td> </tr> <tr> <td>高石漁港物揚場改良工事(完了払)他</td> <td>資産</td> <td>7件</td> <td>81,553,950</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">22</td> <td>—</td> <td>費用</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高石漁港物揚場整備工事その2(完了払)他</td> <td>資産</td> <td>17件</td> <td>146,308,800</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">23</td> <td>—</td> <td>費用</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高石漁港物揚場整備工事その3他</td> <td>資産</td> <td>10件</td> <td>77,104,450</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">24</td> <td>泉州海岸水門等点検整備業務</td> <td>費用</td> <td>1件</td> <td>1,101,714</td> </tr> <tr> <td>岡田漁港陸閘基礎改良(液状化対策)等工事(その2)【前金払】他</td> <td>資産</td> <td>17件</td> <td>215,925,550</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">25</td> <td>佐野漁港セル護岸現況調査委託</td> <td>費用</td> <td>1件</td> <td>4,710,300</td> </tr> <tr> <td>岡田漁港陸閘基礎改良(液状化対策)等工事(その2)【完了払】他</td> <td>資産</td> <td>17件</td> <td>214,565,950</td> </tr> <tr> <td>大阪府中河内府民センタービル外7件点検調査業務</td> <td>対象外</td> <td>1件</td> <td>334,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">26</td> <td>西鳥取漁港外防波堤耐震検討調査委託他</td> <td>費用</td> <td>25件</td> <td>72,045,740</td> </tr> <tr> <td>岡田漁港陸閘基礎改良(液状化対策)等工事(その3)【前金払】他</td> <td>資産</td> <td>13件</td> <td>136,800,120</td> </tr> <tr> <td>管理事業名称修正他</td> <td>対象外</td> <td>2件</td> <td>1,522,125</td> </tr> </tbody> </table>	年度	契約件名	区分	件数	金額(円)	20	岡田漁港土質調査委託他	費用	3件	12,106,500	高石漁港物揚場新設実施設計委託他	資産	7件	11,996,200	21	淡輪漁港土質調査委託他	費用	2件	3,397,800	高石漁港物揚場改良工事(完了払)他	資産	7件	81,553,950	22	—	費用	—	—	高石漁港物揚場整備工事その2(完了払)他	資産	17件	146,308,800	23	—	費用	—	—	高石漁港物揚場整備工事その3他	資産	10件	77,104,450	24	泉州海岸水門等点検整備業務	費用	1件	1,101,714	岡田漁港陸閘基礎改良(液状化対策)等工事(その2)【前金払】他	資産	17件	215,925,550	25	佐野漁港セル護岸現況調査委託	費用	1件	4,710,300	岡田漁港陸閘基礎改良(液状化対策)等工事(その2)【完了払】他	資産	17件	214,565,950	大阪府中河内府民センタービル外7件点検調査業務	対象外	1件	334,000	26	西鳥取漁港外防波堤耐震検討調査委託他	費用	25件	72,045,740	岡田漁港陸閘基礎改良(液状化対策)等工事(その3)【前金払】他	資産	13件	136,800,120	管理事業名称修正他	対象外	2件	1,522,125	<p>速やかに公有財産台帳の登録を行うなどの是正措置を講じられたい。</p> <p>また、固定資産計上基準等を正しく理解するとともに、他部局に配当して実施した工事等の完成引渡し及び供用の有無を確認し、適時、精算を行って建設仮勘定から固定資産への振替の事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録)</p> <p>第4条 2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。 二 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>別表4 固定資産計上基準表 (固定資産計上の基本方針)</p> <p>3. 日常の維持管理、及びき損・損耗した財産の原状回復等機能維持に要した支出については資産計上しない。</p> <p>【建設仮勘定取扱要領】 (建設仮勘定の精算)</p> <p>第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> </div>	<p>検出事項の(1)及び(2)について、建設仮勘定のデータ修正を平成28年11月17日及び12月12日に会計局会計指導課へ依頼し、同年11月18日及び12月15日に修正登録が完了した。また、公有財産台帳への登録についても平成28年12月22日に完了した。(3)については関係部署に連絡を入れ、対応を依頼した。</p> <p>建設仮勘定の精算及び公有財産台帳への登録等の事務については、「要領」に基づき、適切な事務処理を行うよう、今回の監査結果を課員に周知するとともに、平成28年9月14日に開催された公有財産台帳等管理システム研修に担当者を参加させた。さらに、平成29年1月に開催される会計局の新公会計制度に関する研修についても平成28年12月12日に課内に周知し、積極的な参加を呼びかけた。</p> <p>今後は、適時、建設仮勘定の精算チェックを行って、再発防止に努め、適正な事務処理を行う。</p>
年度	契約件名	区分	件数	金額(円)																																																																											
20	岡田漁港土質調査委託他	費用	3件	12,106,500																																																																											
	高石漁港物揚場新設実施設計委託他	資産	7件	11,996,200																																																																											
21	淡輪漁港土質調査委託他	費用	2件	3,397,800																																																																											
	高石漁港物揚場改良工事(完了払)他	資産	7件	81,553,950																																																																											
22	—	費用	—	—																																																																											
	高石漁港物揚場整備工事その2(完了払)他	資産	17件	146,308,800																																																																											
23	—	費用	—	—																																																																											
	高石漁港物揚場整備工事その3他	資産	10件	77,104,450																																																																											
24	泉州海岸水門等点検整備業務	費用	1件	1,101,714																																																																											
	岡田漁港陸閘基礎改良(液状化対策)等工事(その2)【前金払】他	資産	17件	215,925,550																																																																											
25	佐野漁港セル護岸現況調査委託	費用	1件	4,710,300																																																																											
	岡田漁港陸閘基礎改良(液状化対策)等工事(その2)【完了払】他	資産	17件	214,565,950																																																																											
	大阪府中河内府民センタービル外7件点検調査業務	対象外	1件	334,000																																																																											
26	西鳥取漁港外防波堤耐震検討調査委託他	費用	25件	72,045,740																																																																											
	岡田漁港陸閘基礎改良(液状化対策)等工事(その3)【前金払】他	資産	13件	136,800,120																																																																											
	管理事業名称修正他	対象外	2件	1,522,125																																																																											

27	—	費用	—	—
	佐野漁港セル護岸改修工事他	資産	16件	192,090,760
		費用	32件	93,362,054
	計139件	資産	104件	1,076,345,780
		対象外	3件	1,856,125

(参考) 建設仮勘定の精算処理について
「新公会計制度マニュアル」第一章 新公会計制度の概要、2 新公会計制度特有の会計処理 5 建設仮勘定 より

- 建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した費用について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。
- 工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳（公有財産システム）への記録を行います。併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。
- 一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月14日から同年7月5日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																		
環境農林水産部 動物愛護畜産課	<p>建設仮勘定の残高において、以下のとおり誤って処理していたものがあつた。</p> <p>(1) 当年度において費用計上すべきものであつたが、誤って建設仮勘定に計上されたままとなつていた。</p> <table border="1" data-bbox="587 604 1326 984"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>契約件名</th> <th>金額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">25</td> <td>大阪府食とみどり技術センター寄宿舍棟他1棟撤去工事周辺建物等事前調査業務(代金)</td> <td>1,056,300</td> </tr> <tr> <td>大阪府環境農林水産総合研究所食とみどり技術センター旧寄宿舍棟他1棟撤去工事(前払金)</td> <td>12,200,000</td> </tr> <tr> <td>大阪府環境農林水産総合研究所食とみどり技術センター旧寄宿舍棟他1棟撤去工事(完成払金)</td> <td>16,656,100</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 当年度に完成引渡しを受け、既に供用されていたが、建設仮勘定の精算が行われておらず、固定資産への振替がなされていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="587 1171 1326 1287"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>契約件名</th> <th>金額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">26</td> <td>泉佐野分室内装改修工事实施設計</td> <td>118,269</td> </tr> <tr> <td>泉佐野分室内装改修工事实施設計</td> <td>331,804</td> </tr> </tbody> </table>	年度	契約件名	金額 (円)	25	大阪府食とみどり技術センター寄宿舍棟他1棟撤去工事周辺建物等事前調査業務(代金)	1,056,300	大阪府環境農林水産総合研究所食とみどり技術センター旧寄宿舍棟他1棟撤去工事(前払金)	12,200,000	大阪府環境農林水産総合研究所食とみどり技術センター旧寄宿舍棟他1棟撤去工事(完成払金)	16,656,100	年度	契約件名	金額 (円)	26	泉佐野分室内装改修工事实施設計	118,269	泉佐野分室内装改修工事实施設計	331,804	<p>速やかに公有財産台帳の登録を行うなどの是正措置を講じられたい。</p> <p>また、固定資産計上基準等を正しく理解するとともに、実施した工事等の完成引渡し及び供用の有無を確認し、適時、精算を行って建設仮勘定から固定資産への振替の事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録)</p> <p>第4条</p> <p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。</p> <p>二 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。 なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>別表4 固定資産計上基準表 (固定資産計上の基本方針)</p> <p>4. 既存施設の撤去解体に要した支出については資産計上しない。</p> <p>【建設仮勘定取扱要領】 (建設仮勘定の精算)</p> <p>第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> </div>	<p>検出事項の(1)及び(2)について、建設仮勘定のデータ修正を、平成28年7月11日に会計局会計指導課あて依頼し、同月14日に修正登録が完了した。</p> <p>上記(2)については、公有財産台帳への登録を平成28年10月3日に行った。</p> <p>建設仮勘定の精算及び公有財産台帳への登録等の事務については、「要領」に基づき、適切な事務処理を行うよう課員に周知するとともに、担当者等を研修に参加させた。</p> <p>また、新公会計の月次決算整理報告において、建設仮勘定の精算チェックを行うことにより、今後の再発防止に努める。</p>
年度	契約件名	金額 (円)																			
25	大阪府食とみどり技術センター寄宿舍棟他1棟撤去工事周辺建物等事前調査業務(代金)	1,056,300																			
	大阪府環境農林水産総合研究所食とみどり技術センター旧寄宿舍棟他1棟撤去工事(前払金)	12,200,000																			
	大阪府環境農林水産総合研究所食とみどり技術センター旧寄宿舍棟他1棟撤去工事(完成払金)	16,656,100																			
年度	契約件名	金額 (円)																			
26	泉佐野分室内装改修工事实施設計	118,269																			
	泉佐野分室内装改修工事实施設計	331,804																			

		<p>(参考) 建設仮勘定の精算処理について 「新公会計制度マニュアル」第一章 新公会制度の概要、2 新公会計制度特有の会計処理 5 建設仮勘定 より</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した費用について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。 ○ 工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳（公有財産システム）への記録を行いますが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。 ○ 一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。 	
--	--	---	--

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月14日から同年7月5日まで）